

GIFU

岐阜保全協会報

1989/第2号

平成元年12月1日発行

発行：岐阜県環境保全協会

HOZEN

写真提供：岐阜県環境管理課「岐阜泉の名水」より



社団法人岐阜県環境保全協会
岐阜市藪田1-101-水産会館内

目 次

巻 頭 言	社団法人 岐阜県環境保全協会 副理事長 清水 道雄氏…………… 1
特 集	「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の概要と解説…………… 2
協会だより	1. 第2回理事会…………… 7 2. 各委員会の活動…………… 7 3. 講演会・研修会の開催報告…………… 8
寄 稿	「産業廃棄物処理の出発点は」 岐阜市生活環境部環境保全課 主査兼水質保全係長兼廃棄物指導係長 久保田 弘氏……………10
全国ニュース	1. 産廃マニフェストシステム、11月1日に試行スタート……………11 2. 厚生省「医療廃棄物処理ガイドライン策定」……………12
お 知 ら せ	①トリクレンの処理規制施行について……………岐阜県衛生環境部環境整備課……………15 ②「新指導要綱」の施行に伴う講習会について……………18
マスコミ報道の紹介	……………19
エッセイコーナー	「酒くらべ」 財団法人 岐阜県シンクタンク 事務局長兼情報部長 石坂 貴弘氏……………21
新入会員の紹介	……………23
編 集 後 記	……………編集広報委員会委員長 山村 けい……………24



大所高所に立って活動推進

(社)岐阜県環境保全協会

副理事長 清水道雄

岐阜県環境保全協会が社団法人として発足して間もなく7ヵ月余になります。

この間、会員の皆様をはじめ国、県、市町村等関係各機関ならびに関係各方面の皆様のあたたかいご理解、ご協力、ご支援のもとに協会は「産業廃棄物の適正処理」問題に公益法人として活動を進めてまいりました。

改めて申すまでもなく、私ども人間社会を取り巻く環境は今や地球的規模の破壊が進み、その保全、防止が強く叫ばれているところであります。そうした中で、私どもがたずさわる産業廃棄物処理は、事業系廃棄物による深刻な国土の環境破壊を防ぎ、豊かでうるおいのある生活を築くものとして熱い期待が寄せられております。

ところで、産業廃棄物は活発な産業、経済活動ならびにその恩恵に浴する豊かな物質文明社会と、まさに発生原因が表裏一体をなしております。したがって産業廃棄物の適正処理を前進させ、環境を守るつとめは産業界、処理業界だけのみならず一般国民・住民も等しくすべてこれを負うものとして、全員参加による実践活動がなされなければならないと思います。

とは申せ、私ども業界のつとめがいささかといえども停滞を許されるものではありません。産業

廃棄物適正処理が抱える今日の問題、課題に対する国民の理解、認識を深め、処理活動がよりスムーズになされるためにも、むしろ私ども業界はこれまでも増して真剣な努力が求められております。

岐阜県環境保全協会は、そうした観点から県を中心に産業界、処理業界が三位一体となって発足した産業廃棄物適正処理の推進母体であります。そして私どもは今、理事長の梶原拓岐阜県知事を最高指導者に公益法人として、県民から信頼される適正処理の実現、即ち「県民への還元」を理念に各種活動を進めているところであります。

いずれにいたしましても、これからの産業廃棄物処理は21世紀を見つめ、大所高所に立った高度な適正処理が不可欠であります。そのためにも、私どもは今後協会を推進母体として①業界の資質の向上と信頼性の確立②各種調査研究、啓発、情報活動③処理技術の高度化、施設の近代化、大規模化④共同処分場の建設⑤処理に伴うアフターケアの完遂⑥環境保全基金(仮称)制度の検討、創設等々、諸事業に向けて大いに邁進いたすものであります。

会員の皆様をはじめ、ご関係各方面の皆様の絶大なるご指導、ご支援を何分にも切にお願い申し上げます。(寿和工業㈱社長)

産業廃棄物の適正処理をより一層推進するために

(適正処理指導要綱制定の意義とその概要)

岐阜県衛生環境部環境整備課

産業廃棄物処理の実態と現状打破のための対策

適正処理の基準と処理実態

岐阜県においては、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を、平成2年2月1日には公示し、平成2年4月1日から施行する予定である。

産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）があり、それに関する政令（施行令）、省令（施行規則）、告示、通知等により、責務、遵守事項等が定められているのであるが、残念なことに、それらは抽象的な表現であり、具体論、方法論までは定められていない。（国において、順次、ガイドライン等で具体的な方法論が整備されてきている状況ではある。）

そのため、処理施設の設置に当たっては、「より高度な構造設備」ではなく、時には、経済性優先の計画を考えたり、処理開始後は、それぞれが、それぞれで判断した「適正処理の範疇」で処理しており、現実には、「より適正な処理」を目指すのではなく「現実に行っている処理方法で、適正処理をしていると認めよ」と要求する事例のほうが多かったのも、遺憾ながら事実である。

これらの事実が県民の不信を招き、結果的には、「すべての産廃処理関係者（特に処理業者）が、信頼できる処理を行わない」との誤解を生み、ほとんどすべての処理施設設置計画に反対運動が起きようになった、と言わざるを得ない。

現状打破のための施策

岐阜県は、この悪循環を断ち切るために、二つの大きな施策を打ち出した。

その一つは、すべての産廃関係者が一体となって産業廃棄物処理が抱えている諸問題を解決すべく、産業廃棄物処理業者・排出事業者・行政が三位一体となった社団法人岐阜県環境保全協会の設立である。

この法人は、会員の会費により運営される公益法人であり、会員の資質向上のための研修会、講習会の開催はもとより、情報収集・伝達の他、会員が設置した処理施設の維持管理の代行、共同処理施設（特に最終処分場）の設置、地域住民の不安解消のための環境保全基金（仮称）の創設を主要事業としており、今後の活動に大きな期待がかけられている状況である。

また、強い公益性を有するため、理事長は岐阜県知事が就任している。

もう一つの大きな施策として、産廃処理関係者のそれぞれの責務や、処理施設のあるべき構造・維持管理の方法を具体的に示し、それぞれがそれぞれの立場で努力することを求めながら、いわゆる「適正処理」について、具体的な基準を示すことによって、個々の判断に差をなくし、レベルを引き上げようとするものである。

それが、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」である。

また、同時に、この要綱において、従来、行政内部の事務処理要領として定めていた届出・許可申請等の事務手続きも公けにすることによって、不要な混乱を避け、公平な行政が確保されることも考慮している。

要綱の基本的な考え方

この要綱における基本的な考え方は、法律の趣旨と同じで、「排出者自己処理責任」であり、「処理業者は、自己処理責任の代行である」と位置付けることにより、「処理業者が行う処理については、

適正な処理が行われるためには適正な委託が必要不可欠である。逆に言えば、適正な委託がなされれば、適正処理は確保される。」との考え方を根本においている。

指導要綱の内容（概要）

要綱の概要

要綱は、「総則」、「事業者」、「産業廃棄物処理業者」、「再生利用指定業者」、「産業廃棄物の処理施設」、「産業廃棄物処理業に関する事務」、「再生利用業に関する事務」の7章から成り立っている。

第1章「総則」は、

目的、市町村の責務、用語（の定義）、適用の範囲から成っており、この要綱が適用されるのは、処理業者、再生利用業者、県内排出事業者は勿論であるが、処理施設の土地所有者や、岐阜県域（岐阜県全域から岐阜市域を除いた地域）において処分することを委託する県外排出事業者についても適用されるものである。

第2章「事業者」は、

排出事業者の責務（自己処分時の遵守事項も含んでいる。）処理委託（に関する遵守事項）、県外産廃の県域内搬入処理（に関する遵守事項）から成っており、排出事業者に対し、適正処理遂行のために果たすべき役割を強く求めている。

中でも、容易に焼却でき、それにより減量化・安定化が期待できる産廃については、安易に最終処分（埋立）することなく、極力、焼却等の中間処理を行うよう求め、処理委託に際しても、その趣旨に沿った委託をするよう求めている。

また、廃掃法制定時には、接触雨水等を汚染しないと思われていた廃プラスチック類が、中には高い有機性汚濁を引き起こすものがあることが判明したことにより、廃プラスチック類・ゴムくずについては、試験の結果、有機性汚濁を引き起こす種類のものについてのみ、従来の安定型最終処分

場ではなく、管理型最終処分場か、それと同等の設備を持った安定型最終処分場において処分するよう求め、処理委託に際しても、この趣旨に沿った委託をするよう求めている。

その他、産業廃棄物処理責任者を設置すべき事業場の対象を拡げ、責任者の責務・地位を明確にし、処理委託に際して遵守すべき事項を定めるとともに、処理委託指針において、処理委託伝票（3～5枚複写式）の様式を決め、適正な処理委託、処理責任の完遂確認が可能ないように図っている。

なお、この伝票は、排出事業者、処理業者の双方にとって、帳簿の代用となるよう配慮されている。

さらに、従来、単独の要綱で県外産廃の県域内搬入処理に関して事前協議等を求めていたのであるが、趣旨・目的は全く同じのまま、この要綱に包含している。

第3章「産業廃棄物処理業者」は、

許可の範囲、責務から成っており、許可に関する基本的な要件、遵守すべき事項等を定めている。

基本的な要件としては、産業廃棄物処理業者は、「事業者自己処理責任の代行者」であることから、許可に当たっては、明確な事業計画を有し（即ち、処理委託予定の排出事業者があり）、明らかに事業遂行能力がある（施設・設備、人ともに能力がある）こととしたが、これは、従来からの考え方と全く同じであり、廃掃法の規定どおりである。

ただし、人の能力に関しては、厚生省の強い指導もあって、今後、厚生大臣認定産業廃棄物処理

業者新規（再）許可講習会を受講し、その課程を終了していることを許可要件とすることにしたが、近県（東海四県四市）との調整を図り、適用は平成3年4月1日からとしている。

なお、産業廃棄物処理業者が行う積み換え保管施設による積み換え保管を、原則として認めないことも明らかにしている。（これも、考え方としては従来どおりである。）

また、知識の研鑽、資質の向上、社会的信頼の確立、地域と調和した処理業務の遂行、受託業務の完全履行、研修会等への積極的参加、(社)岐阜県環境保全協会への加入、従業員教育、日没前の作業終了、中間処理における処理前産業廃棄物の保管量の限度等、細部にわたって、「信頼される処理業務の遂行」の確立のための責務、遵守事項を定めている。

第4章「再生利用指定業者」は、

前章と同じく、指定の範囲、責務から成っており、基本的には、「許可を要しない処理業者」と位置付け、指定に関する基本的な要件、遵守すべき事項等を定めている。

基本的な要件としては、厚生省の通知どおりであり、原則として無償（いかなる名目であっても、処理費用に該当するような料金を受けないこと。）で引き取り、明確な事業計画を有する（再生利用されることが明らかであること。）こととしている。

再生利用指定業者は、再生活用業者（産廃処理業の中間処理業に該当）と再生輸送業者（同じく収集運搬業に該当）とに分けられるが、再生輸送業については積み換え保管施設による積み換え保管を一切認めないこととしている。

また、責務、遵守事項等については、ほぼ処理業者と同じことを求めている。

第5章「産業廃棄物の処理施設」は、

野焼きの禁止、施設の立地条件、施設の構造、地域住民の理解、設置（構造等変更）の事務手続き、施設設置者の遵守事項、技術管理者、土地所

有者の責務、施設に係る諸報告に関する事務から成っており、この要綱の中核でもある。

まず、野焼きの禁止であるが、野焼きを行っている者個々にしてみれば、やむを得ない事情があるかも知れないが、昔日と違って、今はそれが社会的にも許されない状況にあることを自覚しなければならぬ。そのため、処理業者のみならず、関係者すべてに対して野焼きを禁止している。

処理施設の設置に当たっては、立地条件、構造が大きな要素になる。

勿論、設置後、適正な維持管理・処分が実行されることが大前提である。

この他に、現今の社会情勢では、いわゆる「同意」も不可欠となっている。

一般に、住民は、「産業廃棄物＝有害物質→必ず重大な公害発生」という不安感を抱いており、容易には同意が得られない状況であり、そのため、処理施設の設置は困難を極め、特に最終処分場については、年々残余容量が減ってきている。

また、仮に、同意が得られたとしても、次に土地利用に関する法令規制があり、二重、三重にクリアしなければならない条件が立ちはだかっているのである。

産廃行政は、産業廃棄物の処理による生活環境の破壊の未然防止を最大目標としながらも、一方では、適正な処理施設を設置させ、適正な処理を推進させなければならないという二面性を持っているため、県は、この要綱においてその二面性の両方を確保するため、次のことを定めている。

処理施設の構造については、従来、一定の基準を公表することなく、個々に提出された計画について適否を審査していたので、より安全な構造を要求する行政と、経済性を考慮しなければならない設置者とが、しばしば、規格をめぐる対立したこともあった。

そこで、最低限の規格を公表することによって、初めから、その規格に適合する施設を計画してい

ただき、無用なトラブル（時間の浪費）を避けようというものである。（構造指針）

この指針に定めた規格については、いたずらに過大なものを要求するものではなく、適正な処理を遂行するための最低限のものを定めていることを御理解願いたい。

また、立地条件が良く、構造が最低限のものが確保されたとしても、設置後の維持管理・処分が適正でなければ適正処理は確保されない。

そこで、維持管理・処分についても、一定の水準が確保されるよう、具体的な方法、頻度、目標値等を定めている。（維持管理指針）

さらに土地利用規制の解除と設置（構造等変更）届出とのタイミングについても、しばしば、設置者と行政とのトラブルの元になっていたのが、他法令規制については、許可の申請、届出の手続きを済ませていれば、設置（構造等変更）届出を受理することを公けに示している。

しかし、設置工事に着手できるのは、構造審査において「適合する」との審査結果を得、他法令規制解除後でなければならないことは言うまでもない。

そして、施設の設置（構造等変更）に当たっての手続きにおいては、これらの条件がすべて満たされていることを大前提としたうえで、従来求めていた「同意」から感情的な意味を排した「理解」という語句に変え、隣接地の所有者・使用者と、地域住民の代表である区長（自治会長、広報会長）との理解を得るよう求めている。

なお、要綱を熟読していただければ御理解いただける筈であるが、県としては、この「理解」を絶対要件とはしていない。

理解を得るために最大限の努力をしても、正当な理由があつて「理解を証する書類」が添付できない場合（例えば、明確な理由ではなく感情的に反対している場合等）には、設置（構造等変更）届出書を受理するという方針も明確にしている。

この他、廃掃法第15条第1項の設置（構造等変更）届出を要しない規模の施設についても、構造の最終確認という意味で届出を求め、それらの届出をする前に事前協議を求めている。

さらに、技術管理者の責務、地位を明らかにし、最終処分場が設置された土地の所有者に対しては、埋立終了後も閉鎖に至るまでの間、浸出液処理設備の撤去を求めてはならないことも定めている。

第6章「産業廃棄物処理業に関する事務」は、

許可申請、変更等の届出、諸報告に関する事務から成っており、許可申請をすることができる要件を定め、添付書類を具体的に示すことによって、申請手続き等を容易に理解していただけるよう配慮している。

添付書類については、基本的には従来と変わっていないが、産廃処理業は排出事業者処理責任の代行者であることから、排出事業者の処理委託意思を明確に判断できるものを求めている。

第7章「再生利用業に関する事務」は、

前章と同じく、指定申請、変更等の届出、諸報告から成っており、指定申請をすることができる要件を定め、添付書類を具体的に示している。

内容は、基本的には従来どおりである。

お わ り に

以上述べたように、近々のうちに公示する予定の要綱は、何も目新しいものではなく、従来と方向転換したものでもない。

ある意味では、従来行われてきた行政指導を文章にただけのもの、とも言える。

しかし、とは言っても、公けに示したことは大変大きな意義があるとも言える。

それは、個々の処理方法に一定の水準が確保されることによって、全体のレベルが向上することであり、それは、とりもなおさず、産廃処理に対する県民の信頼の確保につながる筈である。

今号は、今回制定・公示予定の要綱の目的、概

要等を紹介したが、近々のうちに、この要綱に解説を加えた形で社団法人岐阜県環境保全協会が印刷発行する予定であるから、一度はじっくり目を通していただきたい。

必ずや、適正処理の確保に役立つ筈であるし、それを理解して実践していただければ、県民の信頼が確保でき、実績をつめば、それからの処理施設設置が今までよりも容易になる筈である。

新指導要綱の講習会のお知らせ（県環境整備課・(社)岐阜県環境保全協会共催）

「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」
の施行に伴う講習会

日時：平成2年3月7日（水）

場所：岐阜市藪田2丁目28番地 サンレイラ岐阜3F大ホール

講師：環境整備課

午前の部＝排出事業者

午後の部＝処理業者（収・運、中間、最終処分）

※詳細については、御案内を送付いたします。

産業廃棄物用の遮水シート工事は、当社に御相談下さい。



株式会社 ユカリックス 名古屋営業所

〒450 名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビル 三菱油化株内
TEL.(052)565-3840 FAX.(052)562-1570

1. 第2回理事会

協会の第2回理事会は9月21日サンレイラ岐阜で開催されました。

理事会には、理事総数26名のうち22名が出席。また県から、天野純二環境整備課長、森林昭夫同総括課長補佐、松井康雄同係長、岐阜市から大坪守環境保全課長が出席。議事は公務多忙の梶原拓理事長にかわって井口恒男副理事長が議長を務めて進行了しました。

理事会は、次の各議案を審議の上承認決定しました。

- 第1号議案 新規会員の加入承認について
- 第2号議案 平成元年度補正予算(案)について
- 第3号議案 平成元年度事業並びに予算執行状況について(報告事項)

2. 各委員会の活動

①研修指導委員会

- 7月6日 第1回委員会
場所 協会事務所
議題 1)平成元年度事業計画について
2)一般会員委員の選任について
- 8月3日 第2回委員会
場所 サンレイラ岐阜
議題 1)委員長、副委員長の選出について
2)研修会・講習会の開催について
3)アンケート調査について
4)事例研究について
- 10月5日 第3回委員会
場所 レストランめしや
議題 1)研修会、講演会等開催

報告及び今後の予定について

- 2)アンケート調査について
- 3)事例研究会について

②広報編集委員会

- 7月24日 第2回委員会
場所 フジ会館
議題 1)委員長、副委員長の選出について
2)「ぎふ保全協会報」創刊号発行報告
3)今後の事業計画について
- 9月26日 第3回委員会
場所 レストランめしや
議題 1)「ぎふ保全協会報」第2号について
2)シンボルマークの制定について
- 11月27日 第4回委員会
場所 レストランめしや
議題 「ぎふ保全協会報」第2号について

③適正処理委員会

- 8月22日 第2回委員会
場所 サンレイラ岐阜
議題 1)委員長、副委員長の選出について
2)「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」について
3)委員レポート報告
- 9月8日 第3回委員会
場所 サンレイラ岐阜
議題 「新指導要綱」について
- 9月18日 第4回委員会

場所 フジ会館
 議題 「新指導要綱」について
 10月2日 第5回委員会

場所 フジ会館
 議題 「新指導要綱」について
 10月25日 第6回委員会

場所 レストランめしや
 議題 1)「新指導要綱」について
 2)研修視察について

11月27日 第7回委員会
 場所 フジ会館
 議題 「新指導要綱」について

④基金制度検討委員会

7月7日 第1回委員会
 場所 協会事務局
 議題 1)平成元年度事業計画について

2)一般会員委員の選任について

8月24日 第2回委員会
 場所 サンレイラ岐阜
 議題 1)委員長、副委員長の選出について

2)基金制度原案の策定について

10月6日 第3回委員会
 場所 レストランめしや
 議題 1)基金制度の検討について

2)研修視察について

11月7日 研修視察実施
 ※視察先

11月8日 1) (社) 栃木県産業廃棄物協会
 (宇都宮市)

2) (社) 千葉県産業廃棄物協会
 (千葉市)

3) (株)三興企業・品濃町
 処分場 (横浜市)

※参加者 県環境整備課 1名
 岐阜市環境保全課 1名
 基金制度検討委員会

7名

協会事務局 2名

11月17日 第4回委員会
 場所 レストランめしや
 議題 1)研修視察総括
 2)基金制度の検討について

3. 講演会・研修会開催の報告

①消費税説明会

・日時 7月17日 午後1時30分～午後4時
 ・場所 サンレイラ岐阜 2階会議室
 ・講師 岐阜南税務署

統括国税調査官 亀井 政一氏

・参加人員 会員22名

②経営改善に関する講演会

・日時 9月7日 午後1時～午後4時
 ・場所 岐阜県福祉・農業会館 6階研修室
 演題「これからの産業廃棄物処理業の経営」

・講師 (財)岐阜県シンクタンク
 事務局長兼情報部長 石坂 貴弘氏

・参加人員 会員54名

※「夢おこし」事業と産業廃棄物問題、情報ネットワークと産業廃棄物処理業経営など意義深い内容でした。



協会だより

③市町村産業廃棄物担当者研修会（県環境整備課 共催）

- ・ 10月3日 午後1時～午後4時30分
 - ・ 場所 岐阜県福祉・農業会館 2階大会議室
演題「産業廃棄物処理の現状と課題について」
 - ・ 講師 (社)全国産業廃棄物連合会
専務理事 鈴木 勇吉氏
演題「岐阜県における産業廃棄物処理の今後の方向について」
 - ・ 講師 岐阜県環境整備課
技術課長補佐兼産廃係長 松井 康雄氏
 - ・ 参加人員 77市町村 94名
9保健所 16名 合計 110名
- ※予想以上の参加をいただき、産業廃棄物問題に対する市町村の関心の高さが見受けられました。



廃棄物対策の出発点は

岐阜市生活環境部環境保全課

主査兼水質保全係長
兼廃棄物指導係長 久保田 弘

環境問題として酸性雨、地球温暖化現象、オゾン層の破壊などがクローズアップされていますが、これらと双壁をなす問題が産業廃棄物の処理・処分であろうかと考えられます。

廃棄物問題は市民生活の中で、また産業活動のうえで大きなテーマとなり、地方自治体はいうに及ばず国の施策の重大かつ緊急の課題となってきました。このようなことを背景に、このところ廃棄物問題はテレビにも、しばしば取り上げられています。

廃棄物は、人間の社会生活における排泄物のようなものであり、今日どの都市においても、廃棄物処理がかなりの難問で、ゴミ戦争という物騒な言葉が聞かれて久しい昨今であります。

人間の生命を維持していくために、新陳代謝が必要欠くべからざることであると同様に廃棄物処理も、生態系のサイクルを維持していくキーボ

イントであります。

専門的にはやや正確さを欠くかもしれませんが、資源から物を生産し、消費の過程から生ずる廃熱、廃棄物をエントロピーと称することができ、金属くず、廃プラスチック、砕かれたコンクリート塊など、すべてエントロピーであります。

このエントロピーは法則によって自明の理となっていますように増加の一途を辿り、増え続けるエントロピーを、どう質的变化させるかなど、根底に関わることを考えていかなければ、物事はすべて八方ふさがりとなります。

こうした現状に対し、先般、経済企画庁の省資源・省エネルギー生活推進研究会が「浪費型社会から有効消費型社会への転換」と指摘していますが、まさに国民全体、とりわけ廃棄物関係者は、これらを頂門の一針として今後の産業廃棄物対策の出発点とすべきではないでしょうか。



①

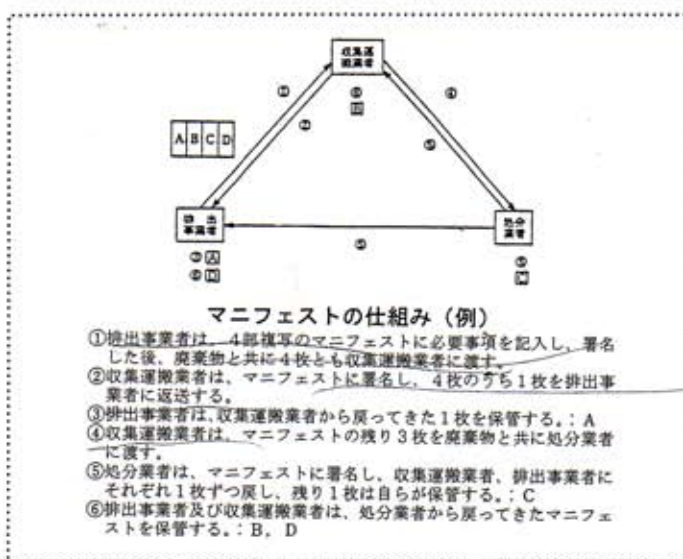
産廃マニフェストシステム 11月1日に試行スタート

厚生省産業廃棄物対策室は産廃のマニフェストシステム（積荷目録制度）の来年度からの実施に先立ち、事前にマニフェストの様式あるいは流通方法に関する問題点などを把握するための試行を11月1日からスタートさせた。この「試行」は12月31日までの予定で実施される。8月段階では10～11月に実施される予定とされていたが、参加（対象）排出事業所の選定・リストアップ、マニフェスト（産廃処理伝票）の様式とこれに伴う調査方法の検討などが長引き、1ヵ月ズレこんだもの。それだけ実情に合わせ慎重に検討されたわけで、実施5都府県によって細かなニュアンスの違いはあるとされるものの、来年度から本格実施するに先立っての調査条件の足並みはそろい、10月16日にはまず千葉県が対象排出事業所などを集めて説明会を開催した。試行実施の関東ブロック3都県（東京・千葉・茨城）と関西ブロック2府県（大阪・兵庫）は今月下旬に相次いで説明会を終了し、2ヵ月間の試行、その結果のアンケート調査を行っていくことになる。

量・質を伝票で明確化

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の名称、数量、性状、発送地から到着地までの経路、取り扱い上の注意事項を記載した「積荷目録」(マニフェスト)を積荷(産業廃棄物)とともに流通させ、経過する地点で行方不明にならぬようチェックを行うとともに、取り扱い上の注意事項等が排出事

業者から処理業者へ確実に伝達されることを確保するためのもの(図参照)。これは、不法投棄の防止、あるいは産廃の性状が十分に把握されないまま不適正な処理が行われたことによる環境汚染の未然防止に効果がある、とされる。



感染性医療廃棄物処理の ガイドライン策定 厚生省

厚生省は11月7日「医療廃棄物処理ガイドライン」を発表、医療廃棄物による二次感染を防止することになった。昭和62年に三重大学付属病院の医師2人が患者のB型肝炎に感染して死亡するという事故があり、また、清掃作業員が使用済みの注射針を指に刺すなどの事故が跡を絶たず、以来、医療廃棄物の適正処理の確保を求める声は、医療関係機関、廃棄物処理業者、地方自治体など関係各方面に高まってきている。

今回のガイドラインは、医療廃棄物の中でも危険な感染性の廃棄物に絞って策定されているが、厚生省は近く地方自治体担当者への説明会、また、関係団体が行う説明会などを通じて感染性医療廃棄物が適正に処理されるよう周知徹底を図ると同時に、今後はこのガイドラインに従って処理が行われるよう関係者が講ずべき措置についても提言している。

岐阜県においても、今後、今回発表された「処理ガイドライン」に基づき、医療廃棄物の適正処理に関する指導が行われていくことになる。

厚生省 医療廃棄物処理ガイドライン 全文

医療（感染性）廃棄物の処理対策について厚生省は7日、ガイドラインを発表したが以下はその「医療廃棄物処理ガイドライン」の全文である。

第1章 総 則

1-1 目 的

本ガイドラインは医療関係機関から排出される医療廃棄物のうち感染症を生ずるおそれがある廃棄物（以下「感染性廃棄物」という）について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に沿って適正に処理するために必要な具体的な手順等を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

1-2 用語定義

①「医療関係機関」とは、病院、診療所、衛生検査所、医療関係研究所等をいう。

②「医療廃棄物」とは、医療関係機関における医療行為等に伴って発生する廃棄物をいう。

③「感染性廃棄物」とは、医療廃棄物のうち、

感染症を生ずるおそれのある廃棄物をいう。

④「廃棄物」とは、廃棄物処理法で定める、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。

⑤「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物の19種類をいう。

⑥「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

1-3 適用範囲

①本ガイドラインは、感染性廃棄物について適用する。

②本ガイドラインは、感染性廃棄物の排出事業者である医療関係機関、医療関係機関内で感染性廃棄物を取り扱う清掃業者及び感染性廃棄物を排

感染性廃棄物の種類と具体例

廃棄物の種類	例
血液等、血液製剤	血液、血清、血漿、体液(精液、組織液等) 血液製剤(全血製剤、血液成分製剤)
手術等により排出される病理廃棄物	臓器・組織
血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具、培地	実験・検査等に使用した試験管培地、シャーレ等
透析器具	チューブ、フィルター等
その他血液等が付着したもの	実験・手術用手袋等のディスゴーズ、ザブル製品、脱脂綿、ガーゼ、包帯等

出事業者から委託を受けて処理する処理業者を対象とする。

1-4 感染性廃棄物の範囲

感染性廃棄物とは「血液、血清、血漿及び体液(「血液等」という、以下同じ)並びに「血液製剤(全血製剤、血液成分製剤)」、「手術等により排出される病理廃棄物」、「血液等が付着した鋭利なもの」、「病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具・培地」、「透析器具」及び「その他血液等が付着したもの」が廃棄物として排出されたものをいう。

第2章 廃棄物処理に関する一般的事項

2-1 廃棄物の処理方法

すべての廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて適正に処理しなければならない。

2-2 廃棄物の処理体制

医療関係機関は、医療行為によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

①一般廃棄物は、市町村の指示に従って処理するものとする。

②産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任の下で、自らまたは他者に委託して処理するものとす

る。

第3章 医療関係機関における感染性廃棄物の管理

3-1 感染性廃棄物の管理体制

医療関係機関の管理者等は施設内から排出される感染性廃棄物を適正に処理するために、管理責任者を置き管理体制の充実を図るものとする。

3-2 感染性廃棄物の管理に関わる基本的事項

①処理計画—病院、衛生検査所及び医療関係研究所の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるものとする。

②管理規程の作成—病院、衛生検査所及び医療関係研究所の管理者等は、施設内における感染性廃棄物の取り扱いについて、必要に応じて管理規程を作成するものとする。

③処理状況の把握—医療関係機関の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し処理に関する記録の作成及び保存を行うものとする。

第4章 医療関係機関の施設内における感染性廃棄物の処理

4-1 分別

感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出するものとする。

4-2 施設内における収集・運搬

①感染性廃棄物の施設内における収集・運搬は、運搬途中で内容物が飛散・流出するおそれのない容器で行うものとする。

②使用した容器は定期的に消毒するものとする。

4-3 梱包

感染性廃棄物の梱包は次のとおりとし、梱包に用いる容器または材料は感染性廃棄物の状況に応じて適切なものを選択するものとする。

①注射針、メス等の鋭利なものは、危険を防止するために耐貫通性のある堅牢な容器を使用すること。

②固形状のものは丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する。

③液状またはでい状のものは廃液等が漏洩しない密閉容器を使用する。

4-4 表 示

感染性廃棄物を梱包した容器及びこれを収納する容器は、感染性廃棄物である旨を表示するものとする。

4-5 保 管

①感染性廃棄物の保管は極力短期間とする。

②感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管する。

③病院、衛生検査所、医療関係研究所における感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに取り扱いの注意事項を記載するものとする。

4-7 施設内の処理

感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関の施設内にある焼却施設、オートクレーブ等を用いて滅菌処理するものとする。

第5章 感染性廃棄物処理の委託

5-1 委託契約

①医療関係機関は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。

②感染性廃棄物の収集・運搬の委託を受けた者は、他人に収集・運搬を再委託しないものとする。

5-2 委託の実施

①医療関係機関は、感染性廃棄物の処理を委託するとき、廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法等をマニフェスト（積荷目録）により告知するものとする。

②医療関係機関は、感染性廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストにより確認するものとする。

第6章 処理業者等が行う感染性廃棄物の収集・運搬

6-1 収集・運搬

①収集運搬業者等は、感染性廃棄物の運搬にあたって、他の廃棄物と混載してはならない。但し、感染性廃棄物と他の廃棄物等が混載されたものをすべて感染性廃棄物の処分方法に従って処分する場合はこの限りでない。

②収集運搬業者等は、運搬途中で積換・保管を行わず焼却施設等へ直送することが望ましい。

6-2 運搬車両等

収集・運搬する車両等は、感染性廃棄物の梱包容器が車両等から落下するおそれのない構造を有するものとする。

第7章 処理業者等が行う感染性廃棄物の処分

①感染性廃棄物は、焼却施設等によって滅菌処理しなければならない。

②焼却施設で感染性廃棄物を焼却する場合、梱包された状態のままで行うものとする。

③焼却処理は、適切な性能を有する焼却施設を用いて行なうとともに、処理施設は適正に維持管理されなければならない。

④焼却等処理後の残渣物は埋立処分するものとする。

トリクレン等2物質の処理規制が10月1日から実施

ドライクリーニングの脱脂剤や金属洗浄剤などとして広く使用されているトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが、10月1日から新たに廃棄物処理法で有害物質に指定され、同法の施行令などが改正となった。岐阜県においても、これを受けてトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンに係る産業廃棄物の取扱いについて、次の内容の指導を行っています。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンに係る 産業廃棄物の取り扱い等について

岐阜県衛生環境部環境整備課

岐阜県においては、通常、海洋投入処分は行われていないため、以下、最終処分に関しては埋立処分に限って記載している。

- 1 平成元年10月1日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン（以下「トリクレン等」という。）が、いわゆる「有害物質」に指定された。
- 2 トリクレン等そのものの液状の産業廃棄物は、「廃油（廃溶剤）」であり、トリクレン等を含む液状の産業廃棄物は、「廃酸又は廃アルカリ」であり、トリクレン等を5%以上含有する汚でいは「廃油と汚でいの混合物」であり、トリクレン等が5%未満の汚でいは「油分を含む汚でい」であること。
（従来どおりである。）
- 3 廃油及び廃油と汚でいの混合物は、そのままでは埋立処分できず、埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。
（政令第6条第1号リ（改正前チ）。従来どおりである。）
また、廃酸又は廃アルカリは、埋立処分できない。
（政令第6条第2号。従来どおりである。）
- 4 トリクレン等を含む汚でいを、そのまま管理型最終処分場に埋立処分できない基準（この基準に適合しないものが、いわゆる「有害な産業廃棄物」である。）が制定された。（平成元年9月18日総理府令第49号）
その溶出試験結果の基準は、
トリクロロエチレン 0.3mg/ℓ
テトラクロロエチレン 0.1mg/ℓである。
- 5 上記4にかかわらず、岐阜県においては、法的には埋立処分できる油分を含む汚でいであっても、原則として、焼却処分するよう、又は焼却処分を委託するよう指導しているところであり、従来どおりであること。
- 6 上記4の基準を判定するための産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（いわゆる「溶出試験」）が告示された。（平成元年9月18日環境庁告示第43号）
- 7 トリクレン等が「有害物質」に指定されたことにより、排出事業者に次の管理体制の整備が必要となる。なお、以下においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を単に「法」という同法施行規則を単に「省令」という。
 - ① 法第12条第4項関係（委託基準）
産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合において、油分を含む汚でい又は廃油

お知らせ

と汚でいの混合物で上記4の基準に適合しないものに関しては、処理業者の取扱品目が「汚でい（有害なものを除く。）」「廃油と汚でい（有害なものを除く。）の混合物」等、限定されている場合は、原則として委託できないこと。（排出事業者は法第12条第4項違反となり、受託した産業廃棄物処理業者は法第14条第5項違反となる。）

※ただし、弾力的な運用が示されており、平成元年10月1日から全面適用ということではない。（処理業者の項参照）

② 法第12条第4項関係（処理委託における有害な産業廃棄物の告知）

産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合において、いわゆる有害な汚でい（上記4の基準に適合しないもの）、廃油（廃溶剤）、廃油と汚でいの混合物の処理委託に際しては、処分を委託しようとする処理業者に、次の事項を記載した文書を交付すること。

- ・産業廃棄物の種類及び数量
- ・有害な産業廃棄物である旨

③ 法第12条第5項第1号関係（産業廃棄物処理責任者）

トリクレン等を含む汚でい（上記4の基準に適合しないものに限る。）又はトリクレン等を含む廃油（廃溶剤）を生ずる政令別表第3の第4欄に掲げる施設（それぞれ別表第1及び第2の○印）が設置されている事業場については、産業廃棄物処理責任者を設置しなければならないこととされた。

※産業廃棄物処理責任者の資格要件はないものの、産業廃棄物の処理を総括する責任のある立場のものであること。

※汚でいについては、上記4の基準に適合しない汚でいを生ずるおそれがある（＝常にその基準に適合するとは限らない）場合においては、産業廃棄物責

任者を設置すべきである。（S.52環産59問11）

※いずれにしても、廃溶剤（トリクレン等に限る。）そのものを排出する場合は、設置義務がある。

④ 法第12条第6項関係（帳簿の記載、閉鎖及び保存）

産業廃棄物の処理に関して帳簿を備え、記載し、1年毎に閉鎖し、5年間保存すること。（記載すべき事項は省令第8条の3第1項）

⑤ 上記②及び④の処分業者への告知文書及び帳簿に関しては、現在制定作業中の「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」における「処理委託指針」において示す『産業廃棄物処理委託伝票』を用いれば、当該伝票の記載、交付、閉鎖、保存をもって、替えることができることになる。

⑥ 省令第14条第4項関係（有害産業廃棄物処理状況報告）

毎年6月30日までに前年度1年間の有害な産業廃棄物の処理状況を報告しなければならないこと。

※該当事業者へは、環境整備課から報告文書様式を送付する。

8 トリクレン等が「有害物質」に指定されたことにより、産業廃棄物処理業者は、次のことに注意しなければならない。

① 基本的には、上記7①のとおりであるが、平成元年9月18日付け衛産第35号の産業廃棄物対策室長通知中、第3・1により、「有害なものを除く旨の制限がある処理業者でも、従来どおりトリクレン等を含む産業廃棄物を扱える」こととされている。

ただし、明確にするため、当該産業廃棄物を取り扱う処理業者の申出により、許可証の書き換えを行うことになる。

お知らせ

従って、現にトリクレン等を含む汚でい
(例えば、クリーニング業からの汚でい)
を扱っている処理業者の方は、許可証の書

き換えについて、県環境整備課(岐阜市に
あつては環境保全課)に相談してください。

別表 1 トリクロロエチレン関係 水質汚濁防止法の特定施設・他

○第19号ト	紡績業、繊維製品製造業・加工業の染色施設
○チ	薬液浸透施設
○第23号の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業の 自動式フィルム現像洗浄施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
第31号ハ	メタン誘導品製造業のフロンガス製造施設のうち 洗浄施設及びろ過施設
第32号	有機顔料・合成染料製造業の ろ過施設、顔料・染色レーキ製造施設のうち 水洗施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設
第33号	合成樹脂製造業の弗素樹脂製造施設のうち ガス冷却洗浄施設、蒸留施設
第37号イ	メタン誘導品、有機顔料、合成染料、合成樹脂、合成ゴム、有機 ゴム薬品、合成洗剤製造業以外の 石油化学工業(石油精製業を除く)の洗浄施設
ロ	分離施設
ハ	ろ過施設
タ	廃ガス洗浄施設
○第41号ロ	香料製造業の抽出施設
第46号イ	第28号～第45号以外の有機化学工業製品製造業の 水洗施設
ロ	ろ過施設
ニ	廃ガス洗浄施設
○第47号ニ	医薬品製造業の混合施設(有害物質を含有する物を混合するもの に限る。)
○第50号	有害物質を含有する試薬製造業の試薬製造施設
○第51号ホ	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の潤滑油洗浄施設
○第66号	電気めっき施設
○第67号	洗濯業の洗浄施設
○第71号の2イ	「試験研究施設」の洗浄施設
	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (トリクロロエチレンの回収を行うものに限る。)
	廃油の蒸留施設 (トリクロロエチレンの回収を行うものに限る。)
○トリクロロエチレンによる表面処理施設	
これらの施設を有する工場若しくは事業場	

お知らせ

別表 2 テトラクロロエチレン関係 水質汚濁防止法の特定施設・他

○第19号ト	紡績業、繊維製品製造業・加工業の染色施設
○チ	薬液浸透施設
○第23号の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業の 自動式フィルム現像洗浄施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
第31号ハ	メタン誘導品製造業のフロンガス製造施設のうち 洗浄施設及びろ過施設
第32号	有機顔料・合成染料製造業の ろ過施設、顔料・染色レーキ製造施設のうち 水洗施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設
第33号ホ	合成樹脂製造業の弗素樹脂製造施設のうち ガス冷却洗浄施設、蒸留施設
第34号イ	合成ゴム製造業のろ過施設
ロ	脱水施設
ハ	水洗施設
ニ	ラテックス濃縮施設
第37号イ	メタン誘導品、有機顔料、合成染料、合成樹脂、合成ゴム、有機 ゴム薬品、合成洗剤製造業以外の 石油化学工業（石油精製業を除く。）の洗浄施設
ロ	分離施設
ハ	ろ過施設
タ	廃ガス洗浄施設
○第41号ロ	香料製造業の抽出施設
第46号イ	第28号～第45号以外の有機化学工業製品製造業の 水洗施設
ロ	ろ過施設
ニ	廃ガス洗浄施設
○第47号ニ	医薬品製造業の混合施設（有害物質を含有する物を混合するもの に限る。）
○第50号	有害物質を含有する試薬製造業の試薬製造施設
○第66号	電気めっき
○第67号	洗濯業の洗浄施設
○第71号の2イ	「試験研究施設」の洗浄施設
	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 （テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る。）
	廃油の蒸留施設 （テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る。）
○テトラクロロエチレンによる表面処理施設	
これらの施設を有する工場若しくは事業場	
から排出される水	
において生じた汚でい、廃酸、廃アルカリ	
の処理施設	

【許可期限切り替えについてのお知らせ】

許可期限付けの許可へまだ切り替えていない産業廃棄物処理業者の方は、速やかに切り替えを行ってください。
なお、その手続き等については、県の許可は各保健所又は環境整備課、岐阜市の許可は岐阜市環境保全課
にお問い合わせください。・県環境整備課 ☎(0582)72-1111 (内) 2574 岐阜市環境保全課 ☎(0582)65-4141

産廃物処理で行政側の支援を
県経営者協が要望書

—茨城—

(89年10月7日 朝日新聞朝刊)

県経営者協会は6日、産業廃棄物の処理や用地取得などで、行政側からの支援や助成を求める要望書を県に提出した。

要望書は、県内の産業廃棄物の排出量は年々増加が見込まれ、処理能力の向上が必要、としたうえで、処分場用地の確保の際に知事の権限を強化して、周辺住民から取り付けなければならない同意の条件を緩やかにし、処分場の周辺整備や廃棄物処理技術の開発、最終処分場の計画的建設などに対し、県の助成や援助を求めている。

同協会では「廃棄物処理の方法として法律に定められているPPP（汚染者負担の原則＝産業廃棄物や公害汚染源の処理は排出者が責任をもつこと）は守る」としているが、「PPPを押し通せば、不法投棄が出てくる」として、行政的支援を求めている。

建材業者ら、無許可で産廃物を処理
ダンプ300台分山林へ

—千葉—

(89年10月5日 朝日新聞朝刊)

県警交通機動隊は、無許可で産業廃棄物を収集運搬し、もぐりの処分場に捨てていたとして、建材業者や解体業者を産業廃棄物処理法、道路運送法違反などの疑いで検挙、3社6人を近く書類送検する。

検挙されたのは、運搬した市原市上高根、建材業石山賢治(46)と、袖ヶ浦町野里、建材業時田和幸(40)ら。

同機動隊の調べでは、石山と時田は、今年2月から5月にかけて、ダンプ合わせて9台を使い、ブロック片などの産業廃棄物1080台分を運び、うち300台分を山林に捨てたという。

鹿児島県の収集業者、産業廃液を下水に
不法投棄、県警・南署が捜査

(89年9月11日 南日本新聞夕刊)

鹿児島県警生活保安課と鹿児島南署は11日朝、産業廃棄物（廃液）を鹿児島市内の下水道などに不法投棄していた鹿児島市東谷山1丁目、特殊環境開発＝田尻昭博社長(39)＝の事務所や田尻社長の自宅を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いで家宅捜索するとともに関係書類など多数を押収。田尻社長らから事情聴取している。

調べによると、同社は昭和63年12月30日から今年5月3日ごろの間、鹿児島市内の加工工場などから収集した産業廃棄物（廃酸）約128トン処理業者に回さず13回にわたって同市東開町の側溝などに不法投棄した疑い。このほか、警察では同社が市内の公共下水道のマンホールに大量の産業廃水を流し込んでいる事実をつかんでいる。

特殊環境開発は産業廃棄物の収集、運搬について県知事、鹿児島市長の許可を受け昭和62年8月に設立。バキュームカー4台を所有、従業員6人で鹿児島市内の飲食店、病院、企業などを中心に契約。「24時間受け付け、年中無休」をうたい文句に県内一円に営業活動を広げていた。

県警は今年8月下旬、「特殊環境開発が廃棄物を下水道などに捨てている」との情報入手、内偵を続けていた。同社は海洋投棄専門会社と契約を結び、収集した廃棄物の処理をするシステムを装っていたが、県警は関係者の証言などから日常的に下水道に捨てていたものと見て追及している。

ソニー国分の廃水も

不法投棄された産業廃水の中に、ソニー国分セミコンダクタ（国分市野口）の分も含まれていた。先端産業の廃棄物にはさまざまな毒性のあるものが含まれているといわれるが、同社は精密機械の冷却水で毒性は全くないと話している。

特殊環境開発への依頼は、ソニー国分が精密機

械の点検を頼んでいた九州電工が二月初めに行っている。冷却水に微量の機械油が混入していたため、パキュームカー延べ14台で約百トンの冷却水を運んだらしい。頼んだのはこれが一度だけでどこに持って行ったかはソニー国分は知らないという。しかし、冷却水は真水で、環境上の問題はないとしている。

日立、第3セクターで産廃処理、茨城県と交渉へ—施設不足に先手

(89年10月4日 日経産業新聞)

日立製作所は年々増加する産業廃棄物を効率良く処分するため、11工場が集中する茨城県と共同で第3セクター方式の廃棄物処理会社を設立する。10月末をメドに正式な計画書を茨城県に提出、具体的な条件を詰める。環境汚染の恐れが大きい半導体工場などの汚泥を安全に処分するには、自治体との協力が欠かせないと判断した。11月中に日立工機、日立電線などグループ各社の担当課長会議を開き、各社に共同出資への参加を呼びかける。

茨城県には日立製作所の全国34工場のうち3分の1が立地している。どの工場からも有害な廃棄物が出るが、特に半導体を生産している日立工場(日立市)と那珂工場(勝田市)は特殊な化学物質を含む汚泥を大量に排出する。日立は県全体を四地区に分け、各地区に県と共同出資の処理会社を設立することを提案する。

この計画の実現のため10月末から社内に「産業廃棄物処理委員会」(委員長・福島哲郎生産技術部環境防災センター長)を設置する。日立側の出資額、処理施設への協力内容などを詰める。半年後をメドに結論を出す。

日立全体の産業廃棄物は現在、毎月約6千トンに達している。このうち、環境汚染が懸念される特殊な化学物質を含む汚泥が40%前後を占める。従来はほとんどの処理を専門業者にゆだねて来たが、安全な設備を備えた処分場が全国的に不足し

廃棄に困るケースが目立ち始めている。このため工場のある地元自治体と共同出資で処分場を設けるのが適切との結論に達した。

グループ各社に第3セクターへの参加を呼びかける会議には、各社が茨城県内に設けている工場の環境担当課長が出席する。日立電線、日立化成工業、日立工機、日立マクセルなどが出席を予定している。

茨城県内の工場で発生した産業廃棄物は従来、県内で処分し切れない分を千葉、福島など他県での処分にゆだねていた。しかし、これら周辺の各県が近い将来、県外から持ち込まれる廃棄物の処分許可を取り消す動きを見せている。

このため日立はグループを挙げて本格的な廃棄物対策に取り組む。これに続き埼玉、神奈川両県などでも第3セクターの設立を検討する。

政府、有害物質含む排水の防止管理者義務付け

(89年10月13日 日本経済新聞朝刊)

政府は13日の閣議で「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」の一部を改正し、カドミウムなどの有害物質を含む恐れのある排水を地面に捨てる工場に汚水処理技術の資格を持つ公害防止管理者を置くことを義務づける。トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンを取り扱う施設のある工場も規制の対象に追加する。

産業廃棄物の最終処理場建設への関与、栃木県が3条件

(89年9月29日 日本経済新聞地方経済)

栃木県は28日開かれた9月定例議会でも、産業廃棄物最終処理場の整備問題について、県が処理場建設に何らかの形で乗り出すための条件を明らかにした。広瀬省・県環境衛生部長が示したのは(1)地域住民の理解が得られる(2)市町村の理解が得られる(3)建設の効率、効果(規模のメリット)が得られる—の3条件。用地は数十ヘクタールの大規模なものを想定、来年度にかけて計画を検討していく。

酒　く　ら　べ

財団法人 岐阜県シンクタンク 石坂貴弘
事務局長兼情報部長

気晴らしに、仲のいい友達をさそって、外で何かうまいものでも食べよう。と思いたったときなど、気分がいい行きつけの店があると便利だ。

そんなときの“行きつけの店”というのは、うまいものを食べさせてはくれるが、勘定のほうもとび切りに高い、というのでは困る。かといって、勘定は安い、食べるもののほうも安値すぎる、というのもさみしい。そこそこにうまいものを食べさせてくれて、しかも勘定が安い、これこそ“行きつけの店”の条件だろう。

そんな条件に合う店を何軒かもって、それに勝手に自分の名前の冠をつけて「何某特選店」などと称して、人にもすすめ、自分でも大事にする、というのは嬉しい。

私には、鮎屋、うなぎ屋、中華料理店、割烹、バー、カフェーなどにそれぞれ「特選店」がある。たとえば、岐阜市内の弥八町にある「S寿司」は、注文をいちいち小さな紙にメモしておいて、勘定のときはそれを計算するのだが、これが思いがけないくらいに安い。ある日の夜おそい時間に、友人と三人連れで行ったとき、相当に飲み食いしたあとの勘定が6千円と出た。私はそれが三人分の勘定だとわかっていたが、あとの二人は、それぞれ一人分の勘定と思っただけ。札を数えている二人に、店のあるじが「お三人さんの分ですよ」と声をかけると、思わず二人は驚きの声をあげて、挙句にそのうちの一人が、感激のあまり、その勘定をひとりで全部もってくれた。鮎屋の勘定というものに対してもっている常識を超えた安さだった、というわけだろう。

同じ岐阜市内の小柳町にある割烹「A」は格別にユニークな店だ。料理もなかなか本格的で、

これからの季節、調理場の天井から吊るした丸ごとの鮫鱈を料理して出してくれるあんこう鍋などは、季節の到来が心待ちに思われるほどに愛着がある。

しかし、この店の看板は、やはり、60種類もの銘柄を揃えた日本酒だろう。ここには、テレビのCFに出てくるような酒はない。全国各地で産する地酒のうち、純米、本醸造、吟醸といった本物の酒ばかりだ。その味わいも、相撲の番付でいえば、すべて三役クラスに入るほどのものだ。

「A」に行くときは、四、五人で連れだって行く。座敷に上がって、まずエビスビールでのどをしめらせながら、その日に味わってみたい酒のメニューをつくる。きょうはひとつ東西の横綱からはじめてみよう。稲垣真美さんの『ほんもの日本酒選び』(1977年、三一書房刊)によれば、東の横綱は新潟の石本酒造が醸する越乃寒梅、西の横綱は大分県萱島酒造の醸する西の関くにさきだ。これに、地元岐阜県内で私が横綱の折紙を付けている、高山市上二之町川尻酒造の醸する天恩を加える。越乃寒梅が出たついでに、新潟三梅と称せられる銘酒のうちの他の二梅、雪中梅と峰乃白梅も加えよう。北陸石川の菊姫もいい。ちょっと変わったところで、清酒でありながらフルーティな味わいのある奈良の白滴、北海道旭川の男山が醸造し、アルコール含有量は12度と低いが、酸味がきいてワインのような味わいのある御免酒。

これだけの銘柄を、とりあえず紙にメモして調理場に通すと、やがて、それぞれの銘柄ごとに異なる徳利に入れた、冷ややぬるめに燗付けした酒が運ばれてくる。それを、それぞれに異なる盃について、順番に飲んでみる。いずれ劣らぬ腹都と

した香り、まろやかな味わい。それでも、それぞれの味わいには微妙な違いがある。その違いのなかから、自分の口に合う酒を選んでゆく。

酒の顔は壺に張られたレッテルだが、徳利に入れられたままでは、その顔が見えない。ついでに、運ばれた酒の一升壺を床の間に並べてもらって、レッテルの意匠も鑑賞してみる。

越乃寒梅は、幻の名酒といわれて、いまでも手に入れ難い銘柄だが、さすがにうまい。私は、うまいというのはその味わいのまろやかさ、軽さにある、と思うのだが、盃に1杯目は越乃寒梅と寸分変らぬ味わいの酒でも、飲んでいるうちに次第に舌に重く感じられるようになる。しかし、越乃

寒梅は、いつまでも軽々と飲みつづけられる。

それほど銘酒でも、私はフルーティな白滴のほうが好きだ、という人もいる。ワインのような御免酒に堪能する人もいる。

こうして酒くらべを愉しんだ後、それぞれに、自分の好みの銘柄の酒をこころゆくまで味わう、ということになるわけだが、大方は酒くらべの段階で、すっかり酩酊してしまっている。

それぞれに個性的な友達と、ともにうまい肴とうまい酒を味わいくらべながら、安心してくつろいだ時間を過ごす。これが、私の特選店の妙味というものだ。



KOBELCO

神戸製鋼の建設機械

三伸工業株式会社

代表取締役 野原 肇

〒501-61 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8-158
電話(岐阜) <0582> 47-5921(代)
43-5733(夜間)
F A X 47-5923

新入会員の紹介

※平成元年7月5日～8月31日までに入会された会員です。

平成元年7月5日までに入会された会員は、会報第1号に掲載しました。

正 会 員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住 所	最終	中間	取運	県内・県外
丸 美 産 業 0584-71-2688	内堀 和彦	503	大垣市昼飯町378-4			○	県 内
内 堀 鋳 業(株) 0749-55-2108	内堀 明博	521-02	滋賀県坂田郡 山東町長岡1116			○	県 外
中 部 合 金(株) 052-881-7482	高井 俊平	456	名古屋市熱田区 三本松町5-32		○	○	”
(株)豊栄クリーナー 0565-33-2468	餅原 正和	473	豊田市錦町1-95			○	”
サ ト マ サ(株) 0567-28-3103	佐藤 正行	496	愛知県津島市 東柳原町1-26		○	○	”
合	計		5 社		2	5	

賛 助 会 員

団 体 名	代表者名	〒	住 所	TEL	団体構成員数
岐阜県公害防止協会	安田 梅吉	500	岐阜市藪田1 県庁内	0582-72-1111 内 2579	402
(社)岐阜県建設業協会	市川 幸一	500	岐阜市藪田2-28	0582-73-3344	731
(社)岐阜県建築工業会	宇佐美欣治	500	岐阜市藪田2-28	0582-73-3401	135
(株)成瀬工務店	成瀬 忠勝	500	岐阜市下川手41-8	0582-71-5005	
岐阜県鋳物工業協同組合	岡本太右衛門	500	岐阜市朝日町6-2	0582-63-9307	48
合	計		5 団 体		1316

会 員 総 括 表

区 分		4/11 設立総会現在	8/31 現在
正 会 員	県 内	90	101
	県 外	43	56
	合 計	133	157
賛 助 会 員	団 体	15 (499)	20 (1857)
	そ の 他	3	4
	合 計	18	24
特 別	会 員	6	6
計		157	187

注()内は団体構成員数

編集後記

「ぎふ保全協会報」第2号が皆さまのお手元へお届けできましたことは、関係各位のご尽力によるものと深く感謝申し上げます。

今や小は家庭のゴミから、大は地球環境の保全まで、人間が生活することにより発生する廃棄物に対し、人類の生存に必須の空気や食物と同じように対処せねばならない時代がやってきました。

自然に恵まれた豊かな郷土を、自信をもって次の世代へ渡すためには、総力を結集した知恵と愛

情が必要かと思えます。

今後とも会員各位のご指導やご鞭撻をいただきながら、健全な生活環境の保全と活力ある産業の発展に貢献できる「ぎふ保全協会報」を発行していきたいと思っています。

ご意見ご要望等なんでも結構ですから、どしどしお寄せ下さい。お待ちしております。

(広報編集委員長・山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 後藤 昭二

野々村 清

高井 信夫

野村 清晴

富田 茂

坂 喜一

富士重工の塵芥収集車 フジマイティ

パワーローダ



岐阜県下フジマイティ サービス協力工場

古川自動車営業所 ☎(0582)46-2015 岐阜市

東濃自動車工業所 ☎(0572)22-3333 多治見市

☎(0572)68-4558 瑞浪市 本

樹伊藤自動車サービス工場 ☎(0573)65-3174 中津川市 部

樹長紀車庫 ☎(0577)33-4619 高山市 サービス工場

中村自動車修理工場 ☎(0578)2-1378 神岡町

バン自動車株式会社

社 〒460 名古屋市中区千代田1丁目8番10号 TEL(052)262-6581 FAX(052)242-0313

部 〒460 名古屋市中区千代田1丁目8番10号 TEL(052)263-9322 FAX(052)242-0313

サービス工場 〒457 名古屋市中区千種通5丁目1番 TEL(052)824-6510 FAX(052)824-1981

半田営業所 〒475 半田市上浜町6番地 TEL(0569)23-1087 FAX(0569)22-6106

平成元年12月1日 発行

第2号

編集 行 社団法人 岐阜県環境保全協会

〒500 岐阜市藪田1丁目101番地 水産会館1階
TEL (0582) 72-9293

印刷 共和印刷株式会社